

令和2年5月8日

生徒及び保護者 様

高知県立嶺北高等学校長

### 臨時休業期間の延長及び補習実施についてのお知らせ

新緑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、高知県教育委員会からの通知を受け、4月30日(木)本校ホームページの緊急情報にて、5月8日(金)まで臨時休業期間を延長する旨を連絡したところですが、5月11日(月)以降については下記のように対応しますので、ご理解、ご協力のほどよろしく願いいたします。

なお、学校からの情報につきましては、今後とも本校ホームページを毎日ご確認くださいようお願いいたします。不明な点がございましたら、本校教頭(和田) [学校☎(0887)76-2074]までご連絡ください。

### 記

#### 1 臨時休業期間の延長と学校再開時期

臨時休業期間を、令和2年5月11日(月)～5月22日(金)とします。

- ・部活動同好会等の活動は、5月25日(月)まで休止します。
- ・臨時休業期間中は、アルバイトは禁止します。
- ・臨時休業期間中であっても、一定期間感染状況を確認した後、県教育委員会と協議を行い、休業が解除される場合もあります。

#### 2 臨時休業期間中の補習(学習の指導)の実施

令和2年5月7日付け通知(2高学第379号)により高知県教育委員会が示した【**「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」に基づく各校の区分**】(裏面参照のこと)に基づき、5月6日以前の直近1週間の福祉保健所管内における感染者の状況が、**Ⅳ「基準期間において感染者が確認されていない」**状況にあてはまることから、本校においても感染拡大防止の対策を継続しながら、

1の臨時休業期間中に、通常の時間割で全生徒を対象とした補習を実施することとします。

- ・給食はあります。
- ・自宅学習を希望する生徒は、クラス担任まで申し出てください。その場合は、教材等を個別に提供するとともに、定期的な個別指導を行います。

#### 3 その他

今後とも不要不急の外出は控えてくださいますようお願いいたします。また、ご家庭におきましても、厚生労働省や保健所等の情報をもとに、対策をお願いいたします。

**【「臨時休業期間の延長及び学校再開の考え方」に基づく各校の区分】**  
 (令和2年5月7日付け高知県教育委員会通知による)

5/6(水)以前の直近1週間の状況		5/11(月)以降の対応 (5/11~5/22 まで臨時休業)	区分に該当する学校
区分	福祉保健所管内感染者状況 (高知市管内は人口規模を踏まえ対応)	地域別(学校が所在する管内)対応	
I	基準期間において感染者が、日々連続して確認されている	・登校日等は設定しない	該当なし
II	基準期間において感染者が、2日に1度程度の確認に収まっている	・登校日の設定(分散登校)する ・臨時時間割 ・昼食(給食)を提供する場合は、概ね20名以下となるように工夫 ※自宅学習希望者への対応	該当なし
III	基準期間において感染者が、3日に1度程度の確認に収まっている	・通常の校時による必要な科目の補習 ・昼食(給食)の提供可 ※自宅学習希望者への対応	該当なし
IV	基準期間において感染者が確認されていない	※校長の申し出によって協議を行い休業を解除	全ての県立中学校、高等学校

※県内広範囲で感染者が確認された場合や、1つの市町村において集中して確認された場合については別途協議する。